

ペット、展示生物、生き餌等として導入される外来種に関する 国際的議論の動向について

1. 背景

平成 22 (2010) 年に開催された、生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10) において、ペット・水族館及び動植物園での展示生物・生き餌・生食料として導入される外来種について、国際的に飼養可能な基準を作成する可能性について、科学的及び技術的な情報・助言・ガイダンスを提供することを含む方法と手段を提案する科学技術者会合を開催すること等が決議された。

2. アドホック外来種専門家会合の開催

COP10 での決議を受け、平成 23 (2011) 年 2 月にスイス・ジュネーブにおいて、生物多様性条約事務局主催による「ペット・観賞用に導入される外来種及び生き餌・生食料として導入される外来種によるリスクにかかるアドホック外来種専門家会合 (AHTEG)」が開催された。

会合では、ペット・観賞用に導入される外来種及び生き餌・生食料として導入される外来種の導入に伴うリスクへ対応するための方法論、ガイダンス、実行例、規制メカニズムや、現行の国際規約で対応できていない侵略的外来種の拡散防止のための国際基準を開発するための方法、早期発見・早期警戒システムに資するデータベースやネットワーク等の連携を促進するための方法について検討された。

会合では、ペット・観賞目的で導入される外来種及び生き餌・生食料として導入される外来種の規制に関する国際的枠組みはない状態にあり、既存の枠組み (国際植物防疫条約 (IPPC)、国際獣疫事務局 (OIE)、国際食品規格 (Codex) 等) を拡張して対応することが有効とされた。生物多様性条約の科学技術助言補助機関会合 (SBSTTA) に対する勧告として、WTO-SPS 協定の基準設定機関にマンダートの拡大や外来種に関するガイドライン等の発展などの対応と連携を求めていくべきであることや、外来種に関する情報がデータベースやネットワーク等を通じて早期に共有できるよう研究機関等にも呼びかけを進めていくべきであり、既存データベース等の連携や早期発見・早期対応のシステムの構築についても考慮していくべきこと等がまとめられている。

3. 第 15 回科学技術助言補助機関会合の開催

平成 23 (2011) 年 11 月にカナダ・モントリオールにおいて、生物多様性条約第 15 回科学技術助言補助機関会合 (SBSTTA15) が開催された。SBSTTA15 では、生物多様性条約第 11 回締約国会議 (COP11) の各議題について検討を行い、侵略的外来種に関するものを含む 8 つの勧告案が採択された。これらの勧告案については、平成 24 (2012) 年 10 月にイ

ンド・ハイデラバードで開催される生物多様性条約第 11 回締約国会議（COP11）において検討される予定。

侵略的外来種に関する勧告では、IPPC、OIE、WTO-SPS 協定、CITES、FAO 等と連携し、既存の国際的な規定では対応されていなかった外来種に関する取組の推進、ペット・展示・生き餌・生食料としての外来種の国境を越えた流通に関するモニタリング及び管理手法等についての情報収集及び普及、インターネット取引等に対応した貿易業者に対するガイダンス等の必要性などが言及されている。貿易に関する国際的規制の基準設定機関に対しては、その対象を外来種や生物多様性の損失等に広げるよう働きかけていくべき旨が盛り込まれており、例えば、IPPC に対しては海域の植物、コケ・藻類、菌類等の検討が、OIE に対しては侵略的外来種によるリスクアセスメントのガイドラインの作成等を求めていくべき旨が盛り込まれている。

4 . 国際基準設定機関における動向

上記のような動向を受け、国際基準設定機関において、外来種に対する議論や取組の動きがある。例えば、OIE では、平成 24（2012）年に「非在来生物が侵略的となる可能性を評価するガイドライン」（第 1 回外来生物対策小委員会 参考資料 20 参照）を作成・公表している（ただし、拘束力をもつ規定等ではない）。

また、WTO においては、外来種問題に関する国際貿易の規定の役割についての勉強会等が開催されている。